

5-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申告状況				課税状況			
		相続人の数		金額		相続人の数		金額	
		外	人	外	千円	外	人	外	千円
取得財産価額			-		-		-		-
			7,935		350,468,788		6,934		318,530,488
相続時精算課税適用財産価額			208		4,818,498		189		4,555,456
債務控除額			4,227		26,349,092		3,635		22,680,914
暦年課税分贈与財産価額			1,074		3,266,905		1,017		3,084,799
課税価格			7,956		332,205,098		6,963		303,489,829
相続税額	算出税額		7,284		37,448,709		6,935		36,527,436
	2割加算額		769		693,758		765		692,909
	計	実	7,284		38,142,467	実	6,935		37,220,345
税額控除	暦年課税分贈与税		280		185,122		272		173,346
	配偶者		1,290		8,196,155		1,112		7,483,021
	未成年者		54		27,797		26		20,814
	障害者		337		458,364		198		336,559
	相次相続		225		632,377		188		336,497
	外国税額		-		-		-		-
	計	実	2,062		9,499,815	実	1,707		8,350,237
差引税額							5,869		28,870,108
相続時精算課税分贈与税額控除額							41		185,464
医療法人持分税額控除額							-		-
小計							5,863		28,684,644
農地等納税猶予税額							27		122,021
株式等納税猶予税額							1		8,838
特例株式等納税猶予税額							18		446,486
山林納税猶予税額							-		-
医療法人持分納税猶予税額							-		-
美術品納税猶予税額							-		-
事業用資産猶予税額							-		-
申告納税額	納付税額						5,855		28,119,748
	還付税額						9		12,449
災害減免法第4条による免除税額							-		-
遺産に係る基礎控除額			3,194		150,144,000		2,692		125,904,000

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千 円	千 円	千 円	人
平成 28 年 分	7,078	305,440,555	35,099,551	9,303,467	2,810
平成 29 年 分	7,428	329,576,966	40,393,902	9,262,251	2,993
平成 30 年 分	7,675	334,659,815	41,100,084	11,284,898	3,071
令 和 元 年 分	7,798	325,316,685	38,553,379	9,270,282	3,084
令 和 2 年 分	7,956	332,205,098	38,142,467	9,499,815	3,194

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千 円	千 円	千 円	人
平成 28 年 分	6,265	279,944,674	34,229,535	8,323,853	2,372
平成 29 年 分	6,529	302,478,100	39,533,217	8,271,634	2,524
平成 30 年 分	6,681	306,963,193	40,236,144	10,249,977	2,589
令 和 元 年 分	6,805	298,198,953	37,826,277	8,455,243	2,593
令 和 2 年 分	6,963	303,489,829	37,220,345	8,350,237	2,692

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千 円	人	千 円
平成 28 年 分	5,292	25,418,384	13	47,807
平成 29 年 分	5,513	29,914,913	4	3,100
平成 30 年 分	5,620	28,525,930	14	32,338
令 和 元 年 分	5,798	28,800,066	12	26,568
令 和 2 年 分	5,855	28,119,748	9	12,449

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
富山	1,033	43,678,779	440	875	39,056,093	356	745	3,856,126	2	1,174
高岡	853	35,281,598	355	767	31,946,746	302	630	2,285,075	-	-
魚津	584	22,790,661	252	526	20,675,469	217	443	2,388,039	1	964
砺波	405	16,647,942	165	388	15,891,476	153	314	1,204,150	1	1,534
富山県計	2,875	118,398,980	1,212	2,556	107,569,784	1,028	2,132	9,733,389	4	3,673
金沢	1,716	79,128,961	650	1,450	72,807,664	535	1,254	8,230,075	3	5,627
七尾	247	9,304,841	103	222	8,401,610	90	189	537,721	-	-
小松	538	20,462,464	201	477	18,933,593	174	401	1,785,767	-	-
輪島	117	4,097,628	51	107	3,552,290	42	97	227,933	-	-
松任	411	16,813,320	156	371	15,375,819	136	296	1,072,541	1	104
石川県計	3,029	129,807,214	1,161	2,627	119,070,976	977	2,237	11,854,037	4	5,731
福井	934	40,659,799	361	843	38,235,679	315	705	3,676,912	1	3,045
敦賀	166	9,234,902	74	146	8,594,917	64	121	977,585	-	-
武生	490	18,515,835	203	402	16,199,790	159	330	1,020,904	-	-
小浜	78	2,804,681	33	68	2,565,356	27	58	200,613	-	-
大野	101	3,446,769	42	87	3,115,648	35	73	152,427	-	-
三国	283	9,336,918	108	234	8,137,679	87	199	503,880	-	-
福井県計	2,052	83,998,904	821	1,780	76,849,069	687	1,486	6,532,322	1	3,045
総計	7,956	332,205,098	3,194	6,963	303,489,829	2,692	5,855	28,119,748	9	12,449

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 6,968	千円 302,970,932	人 5,866	千円 28,077,522	人 2,692
	修正申告による増差額	53	621,535	92	76,340	43
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	27 △	102,638	41 △	34,113	21
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,963	303,489,829	実 5,855	28,119,748	実 2,692
過 年 分	申 告 額	248	10,972,452	216	1,175,028	115
	修正申告による増差額	457	5,586,327	647	1,014,825	291
	更正による増差額	1	7,089	1	11,515	1
	更正等による減差額	127 △	1,304,760	182 △	536,738	84
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 830	15,261,108	実 1,042	1,664,630	実 445
合 計	申 告 額	7,216	313,943,384	6,082	29,252,550	2,807
	修正申告による増差額	510	6,207,862	739	1,091,165	334
	更正による増差額	1	7,089	1	11,515	1
	更正等による減差額	154 △	1,407,398	223 △	570,852	105
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,793	318,750,937	実 6,897	29,784,378	実 3,137

調査対象等： 「本年分」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年11月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成30年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 29	千円 2,370	人 -	千円 -
過 年 分	396	75,225	86	21,633	17	21,905
合 計	396	75,225	115	24,003	17	21,905

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	519	21,954,692	461,082	140,696	460,925	1,173
5千万円超	1,721	120,741,226	1,412,896	1,147,581	3,500,455	4,881
1億円 "	699	94,381,832	710,699	939,041	6,917,964	2,165
2億円 "	136	32,996,265	428,241	437,685	4,264,908	448
3億円 "	80	30,245,838	490,087	251,537	5,030,568	267
5億円 "	20	11,952,159	609,251	107,234	2,320,577	64
7億円 "	13	10,598,118	681,087	85,102	2,589,492	42
10億円 "	5	6,356,626	-	58,308	2,420,894	11
20億円 "	1	2,652,487	21,406	100,000	571,739	3
30億円 "	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	3,194	331,879,243	4,814,749	3,267,184	28,077,522	9,054

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	264	11,937,264	283,964	79,876	460,925	472
5千万円超	1,511	106,838,103	1,326,973	1,033,259	3,500,455	4,175
1億円 "	664	89,995,753	710,699	932,078	6,917,964	2,045
2億円 "	135	32,787,964	428,241	437,685	4,264,908	447
3億円 "	79	29,852,458	490,087	251,537	5,030,568	265
5億円 "	20	11,952,159	609,251	107,234	2,320,577	64
7億円 "	13	10,598,118	681,087	85,102	2,589,492	42
10億円 "	5	6,356,626	-	58,308	2,420,894	11
20億円 "	1	2,652,487	21,406	100,000	571,739	3
30億円 "	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,692	302,970,932	4,551,707	3,085,078	28,077,522	7,524

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	申告状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	5	111	208	150	39	3	1	-	-	1	1	-
5千万円超	10	174	474	670	293	64	19	9	3	1	2	2
1億円〃	-	62	161	255	153	42	12	6	2	2	2	2
2億円〃	1	11	23	41	41	13	4	1	1	-	-	-
3億円〃	1	-	16	30	27	3	1	1	-	1	-	-
5億円〃	-	1	2	11	5	-	1	-	-	-	-	-
7億円〃	-	1	1	6	4	1	-	-	-	-	-	-
10億円〃	-	1	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-
20億円〃	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	17	361	888	1,164	563	126	38	17	6	5	5	4

課税価格階級	課税状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	4	89	131	39	1	-	-	-	-	-	-	-
5千万円超	10	169	425	599	229	51	16	7	3	1	1	-
1億円〃	-	62	153	242	143	39	12	6	2	2	1	2
2億円〃	1	10	23	41	41	13	4	1	1	-	-	-
3億円〃	1	-	15	30	27	3	1	1	-	1	-	-
5億円〃	-	1	2	11	5	-	1	-	-	-	-	-
7億円〃	-	1	1	6	4	1	-	-	-	-	-	-
10億円〃	-	1	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-
20億円〃	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	16	333	753	969	451	107	34	15	6	4	2	2

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
		人	千円	人	千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	1,113	16,608,581	955	14,842,478
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	824	4,106,814	712	3,736,197
	宅地（借地権を含む。）	2,827	70,255,602	2,366	62,586,379
	内配偶者居住権に基づく敷地利用権	25	140,805	25	140,805
	山	574	503,904	493	391,832
	その他の土地	679	7,773,291	592	7,059,053
	計	実 2,879	99,248,192	実 2,412	88,615,939
家屋、構築物	2,752	21,224,753	2,305	18,302,780	
内配偶者居住権	30	170,136	30	170,136	
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	278	627,898	227	515,801
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	64	419,142	53	359,742
	売掛金	86	311,005	72	263,639
	その他の財産	157	562,182	131	480,622
	計	実 389	1,920,227	実 324	1,619,803
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	414	11,264,879	371	10,789,994
	同上以外の株式及び出資	1,939	20,415,844	1,663	19,348,682
	公債及び社債	316	3,528,040	278	3,202,479
	投資・貸付信託受益証券	944	11,947,086	843	11,264,384
	計	実 2,309	47,155,849	実 1,990	44,605,539
現金、預貯金等	3,182	132,938,136	2,683	121,954,996	
家庭用財産	1,929	942,458	1,629	797,767	
その他の財産	生命保険金等	968	17,146,230	845	15,256,074
	退職手当金等	143	4,056,512	114	3,617,531
	立木	139	100,834	127	92,947
	その他	2,679	25,401,855	2,290	23,138,828
	計	実 2,808	46,705,431	実 2,400	42,105,380
合計	実 3,194	350,135,045	実 2,692	318,002,204	
相続時精算課税適用財産価額	163	4,814,749	145	4,551,707	
債務等	債務	2,841	21,454,477	2,432	18,534,365
	葬式費用	3,113	4,883,258	2,634	4,133,692
	計	実 3,153	26,337,735	実 2,666	22,668,057
差引純資産価額	3,194	328,612,059	2,692	299,885,854	
暦年課税分贈与財産価額	631	3,267,184	588	3,085,078	
課税価格	3,194	331,879,243	2,692	302,970,932	

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。